

熊製協第26号
令和4年5月20日

熊本県製薬協会 会員各位

熊本県製薬協会
会 長 久木 康裕

令和4年度熊本県毒物劇物取扱者試験の実施について
このことについて、熊本県健康福祉部健康局長から別添のとおり、標記試験の実施について案内がありましたので、お知らせします。

問い合わせ先

熊本県製薬協会：大 川

TEL 384-3121

FAX 381-3706

E-Mail: info@seiyakukyo.com

薬衛第151号

令和4年(2022年)5月12日

各関係機関・団体長 様

熊本県健康福祉部健康局長

令和4年度(2022年度)熊本県毒物劇物取扱者試験の実施について(依頼)

このことについて、別添「令和4年度(2022年度)熊本県毒物劇物取扱者試験実施要領」に基づき実施しますので、お知らせします。

今年度から、下記のとおり受験願書受付方法等を変更していますので、貴会会員(組合員)に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、試験案内等については、県ホームページ(<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/133262.html>)に掲載しておりますことを申し添えます。

記

主な変更点

変更点	旧	新
受験願書の請求、提出先	県庁薬務衛生課及び県保健所	県庁薬務衛生課
受験願書の提出方法	原則、窓口持参	郵送のみ
受験手続きに関する問い合わせ先	県庁薬務衛生課及び県保健所	熊本県毒物劇物取扱者試験 コールセンター

お問合せ先

熊本県健康福祉部健康局
薬務衛生課 薬事班 清田、酒井
TEL: 096-333-2242(内線7177)
FAX: 096-383-1434



令和4年度（2022年度）熊本県毒物劇物取扱者試験実施要領

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和4年（2022年）8月2日（火） 午前10時から正午まで

試験の説明を午前9時30分から行うので、受験者はそれまでに試験室に入室すること。

なお、災害等の影響で試験を実施できない場合は、令和4年（2022年）8月16日（火）に延期する。

(2) 場所

ホテル熊本テルサ

（熊本市中央区水前寺公園28-51）

駐車場には限りがあるため、試験当日は公共交通機関等を利用すること。

2 試験の種類

試験は、次の種類に分けて実施し、受験者は、そのうち1種類を選択するものとする。

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験（以下「一般」という。）
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験（以下「農業用」という。）
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験（以下「特定」という。）

3 受験資格

特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。

ア 18歳未満の者

イ 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

4 試験の方法及び範囲

(1) 試験の方法

試験は、試験の種類ごとに、筆記試験及び実地試験を筆記により行う。

(2) 試験の範囲

次表のとおりとする。

	筆記試験	実地試験
一般	毒物及び劇物に関する法規	毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
農業用	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
特定	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第2に掲げる劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第2に掲げる劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	

(注) 省令とは、「毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）」の略。

5 受験手続等

(1) 受験願書の請求等

受験願書は、別紙に定めるものを用いること。

受験願書は、熊本県のホームページに掲載する（ダウンロード可）ほか、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課で配布する。

なお、郵便により受験願書を請求する場合は、表面に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、120円分（1部請求の場合）の郵便切手を貼付した角形2号封筒）を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に請求すること。

(2) 受験願書受付期間

令和4年（2022年）5月30日（月）から令和4年（2022年）6月10日（金）までとし、令和4年（2022年）5月30日（月）から令和4年（2022年）6月10日（金）までの間の消印があるものを有効とする。

(3) 受験願書提出等

受験願書の提出方法は書留（簡易書留でも可）による郵送に限るものとし、提出先は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）とする。

(4) 受験手続

受験願書の提出に当たっては、次のことに注意すること。

ア 受験願書に、本籍（都道府県名のみ）、氏名、生年月日等を、楷書ではっきりと記入すること。

イ 受験願書に、写真1枚を貼付すること。

この写真は、提出前6か月以内に撮影した縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもので、上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。

また、この写真の裏面に、氏名及び生年月日を明記すること。

ウ 受験願書の提出方法は書留（簡易書留でも可）による郵送に限るものとし、封筒の表面に「毒物劇物取扱者試験受験申込」と朱書きすること。なお、納付された手数料は返還しない。

(5) 受験手数料

受験手数料として、10,700円分の熊本県収入証紙（収入印紙ではありません。）を受験願書の所定の欄に貼付すること。

なお、熊本県収入証紙を貼付することができない場合は、次のとおりとする。

ア 手数料を現金で納付する場合は、受験願書に10,700円を同封し、現金書留で郵送すること。

イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、受験願書に郵便為替（普通為替）10,700円分を同封し、書留で郵送すること。

6 受験票

受験票は、受験願書受付後、令和4年（2022年）7月下旬に受験者宛てに送付する。

なお、受験票が令和4年（2022年）7月22日（金）までに届かない場合は、熊本県毒物劇物取扱者試験センターに問い合わせること。

7 正答及び合格基準の公表

令和4年（2022年）8月9日（火）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県の各広域本部・地域振興局保健福祉環境部（保健所）に正答及び合格基準を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

8 合格発表等

(1) 合格発表

令和4年（2022年）9月2日（金）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県の各広域本部・地域振興局保健福祉環境部（保健所）に合格者一覧表を掲示するほか、熊本県のホームページに掲載するとともに、合格者には本人宛ての合格証を郵送

する。

なお、電話による可否の問合せには、一切応じないものとする。

(2) 得点に関する開示

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条に基づく個人情報の口頭による開示請求期間は、合格発表の日から令和4年（2022年）10月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

受験者本人から申し出があった場合に限り、その者の得点を受験者本人に口頭で開示する。

開示を希望する者は、合格発表後、受験票を持参の上、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課において開示請求を行うこと。

(3) 試験問題の内容に関する問合せ

試験問題の内容に関する問合せは、令和4年（2022年）8月23日（火）までに熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（電話 096-333-2242）へ行うこと。